8-3-4 日照阻害

(1) 調査

1) 調査の基本的な手法

調査項目	調査の手法及び調査地域等
・土地利用の状況	文献調査:土地利用及び地形関連の文献、資料を収集し整理する。なお、文
・地形の状況	献調査を補完するため、現地踏査を行った。
	調査地域:対象事業実施区域及びその周囲のうち、換気施設、変電施設、保
	守基地を対象に鉄道施設の存在に係る日照阻害の影響を受けるお
	それがあると認められる地域とした。

2) 調査結果

各調査地域の土地利用及び地形の状況を表 8-3-4-1 に示す。

表 8-3-4-1 土地利用及び地形の状況

市町 村名	調査地域	用途地域	土地利用の状況	地形の状況	計画施設
春日井市	西尾町	対象事業実施区域 及びその周囲は市 街化調整区域であ り、用途地域の指定 はない。	内津川右岸地域に耕作地及 び果樹園が分布しており、 その中に業務用の建物が存 在している。	内津川の右岸 地域であり、北 側が高くなっ た段丘が広 っている。	換気施設等 保守基地
	勝川町	対象事業実施区域 及びその周囲は、国 道 19 号の西側が工 業地域であり、東側 は準工業地域に指 定されている。	国道 19 号と庄内川堤防に 隣接しており、中小の工場 が存在している。	庄内川、地蔵川、八田川に囲まれた三角州 性低地から成る平均となっている。	換気施設等
名古屋市	中区丸の内	対象事業実施区域 及びその周囲は、外 堀通りの南側がされ 業地域に指定第二 種住居地域に指定 されている。	外堀通を挟んで北側に名古屋城の特別緑地保全地区があり、南側は中小のオフィスビル(3~12階)が存在している。外堀通の上部には名古屋高速都心環状線の高架道路がある。	扇状地性低地 から成るってい る。	変電施設

注 1. 坂下町、熊野町、中区三の丸、中村区名駅付近に計画する鉄道施設(換気施設等)は、その高さが 10m 未満を予定しているため調査対象外とした。

8-3-4-1 -165-

(2) 予測及び評価

1) 鉄道施設の存在

ア. 予測

7) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・鉄道施設の存在に	予測手法:日照時間が最小となる冬至日における等時間日影線を描写した
係る日照阻害	日影図を作成し、日照阻害の影響を受ける範囲を予測した。
	予測地域:鉄道施設(換気施設、変電施設、保守基地)の存在に係る日照
	阻害の影響を受けるおそれがあると認められる地域として、調
	査地域と同様とした。
	予測地点:予測地域の内、鉄道施設(換気施設、変電施設、保守基地)の
	存在に係る日照阻害の影響を適切に予測することができる地点
	を設定した。予測地点を表 8-3-4-2 に示す。
	予測時期:鉄道施設の完成時とした。

表 8-3-4-2 予測地点

地点 番号	市町村名	所在地	計画施設	計画施設 の高さ (m)
01	春日井市	西尾町	保守基地 換気施設等	15 30
02	76 H 71 H	勝川町	換気施設等	25
03	名古屋市	中区丸の内	変電施設	35

注1. 坂下町、熊野町、中区三の丸、中村区名駅付近に計画する鉄道施設(換気施設等) は、その高さが 10m 未満を予定しているため調査対象外とした。

-166- 8-3-4-2

(1) 予測結果

予測結果は、一般の建築物に対する規制である建築基準法第 56 条の 2 を参考に表 8-3-4-3 に示すとおり整理した。

表 8-3-4-3 予測結果

地点番号	市町村名	予測地域	用途地域	予測値 ^{注1}	基準又は目標注1
01		西尾町	用途地域の指定なし	4 時間未満	4 時間
——— 春日井市		(市街化調整区域)	2.5 時間未満	2.5 時間	
02	4 1 11 11	勝川町	工業地域	7 時間未満	注2
02)	上 未地域	5.5 時間未満	注2	
03 名	名古屋市	中区三の丸	第二種住居地域	4 時間未満	4 時間
	2000年11日 1000年11日 1000年11日	中区丸の内	商業地域	2.5 時間未満	2.5 時間

注 1. 上段:敷地境界線から予測地点までの水平距離が「5m を超え 10m 以内の範囲」を示す。

下段:敷地境界線から予測地点までの水平距離が「10mを超える範囲」を示す。

注 2. 「一」は、当該用途地域における日影規制が適用されない事を示す

イ.環境保全措置

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、鉄道施設(換気施設、変電施設、保守 基地)の存在による日照阻害に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-3-4-4に示す環境保全措置を実施する。

表 8-3-4-4 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由				
鉄道施設(換気施設、変電施設、保守基地)の配置等の工夫	適	鉄道施設(換気施設、変電施設、保守基地)の配置等の工夫により、日照阻害を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。				

ウ. 事後調査

日照阻害への影響は、規制を超える日影が生じる範囲はないものと予測され、その予測 手法は科学的知見に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられる。また、採 用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、 事後調査は実施しないこととする。

8-3-4-3 -167-

工. 評価

7) 評価の手法

評価手法

・回避又は低減に係る評価

調査・予測結果及び環境保全措置の検討の結果について、事業者の実行可能な 範囲で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより評価を行った。

・基準又は目標との整合性の検討

表 8-3-4-5 に示す「愛知県建築基準条例」第 11 条及び表 8-3-4-6 に示す「名 古屋市中高層建築物日影規制条例」第 2 条による規制との整合が図られているか を検討した。

表 8-3-4-5 愛知県建築基準条例第 11 条による規制

地域又は区域	制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間(敷地境界線からの水平距離)	
地域又は巨域			5m を超え	10m を超
			10m 以内	える範囲
第一種低層住居専用地域(容積率 80%以下)	まで ラフ フル・パ		3 時間	2 時間
第一種低層住居専用地域(容積率 100%以上)	軒高>7m又は3階	1.5m		2. 5 時間
第二種低層住居専用地域	以上(地階除く)			
第一種中高層住居専用地域		4m	4 時間	
第二種中高層住居専用地域				
第一種住居地域	高さ>10m			
第二種住居地域				
準住居地域				
近隣商業地域(容積率 200%)			5 時間	3 時間
近隣商業地域(容積率 300%)				
商業地域	_	_	_	_
準工業地域	高さ>10m	4m	5 時間	3 時間
工業地域	_	_		
工業専用地域				
市街化調整区域	高さ>10m	4m	4 時間	2.5 時間

注1. 規制される日影時間は、冬至日における真太陽時の午前8時から午後4時までの8時間

表 8-3-4-6 名古屋市中高層建築物日影規制条例第2条による規制

地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間(敷地境界線か らの水平距離)	
地域又は凸塊			5m を超え 10m 以内	10m を超 える範囲
第一種・第二種低層住居専用地域	軒の高さが 7m を 超える建築物又は 地階を除く階数が 3以上の建築物	1.5m	3 時間	2 時間
第一種・第二種中高層住居専用地域			3 時間	2 時間
第一種・第二種・準住居地域	高さが 10m を超え る建築物	4m	4 時間	2.5 時間
近隣商業地域(容積率が 400%地域は除く) ・準工業地域	JÆKIN		5 時間	3 時間

注1. 規制される日影時間は、冬至日における真太陽時の午前8時から午後4時までの8時間

-168- 8-3-4-4

注 2. 市街化調整区域内は、容積率が 100%の区域は第一種・第二種低層住居専用地域と同様の規制を受け、容積率が 200%の区域は第一種・第二種・準住居と同様の規制を受ける。

(1) 評価結果

a)回避又は低減に係る評価

本事業では、鉄道施設(換気施設、変電施設、保守基地)の存在に伴う日照阻害への影響を低減させるため、表 8-3-4-4 に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。

b) 基準又は目標との整合性の検討

予測の結果、表 8-3-4-3 に示した予測結果のとおり、鉄道施設(換気施設、変電施設、保守基地)に近接する一部の地域で日影が生じるものの、すべての地域において「愛知県建築基準条例」第 11 条及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」第 2 条による規制を満足する。

以上より、鉄道施設(換気施設、変電施設、保守基地)の存在による日照阻害は、基準 又は目標との整合は図られていると評価する。

8-3-4-5 -169-